

随意契約理由書

件名	六甲アイランドリバーモール I 期南ゾーン緊急遮断弁整備
契約の相手方	クボタ機工株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号
<p>六甲アイランド リバーモール I 期南ゾーンは不特定多数の市民が利用する水景施設で、その設備システムは設置から30年以上が経過し、各設備機器の老朽化が著しい。従って、劣化した機器の整備を随時進めていく必要がある。</p> <p>今回整備する緊急遮断弁は、地下の機械室に設置されており、当該機械室の下部に配置された地下水槽に、停電等により水景用の循環ポンプが起動しない、また、台風等の際の豪雨などが原因で、規定の容量を超えた循環水が流入してきた場合に、機械室の水没を阻止するため、当該緊急遮断弁を作動させて地下水槽への流入を阻止する目的で設置されている。</p> <p>本緊急遮断弁は昨年度実施した点検において、作動時、全閉しない動作不良が確認された。放置すれば、規定の容量を超えた循環水が流入してきた際、地下水槽が溢れ、機械室が水没する恐れがあるため、整備を行う必要がある。</p> <p>なお、当該地下機械室への循環水の流出入にかかる設備システムは、今回整備する緊急遮断弁をはじめ、「株式会社久保田鉄工(現 株式会社クボタ)」が独自の技術により一体的に設計・施工したものである。本整備の設計・施工は、機械的、システム制御的に当初の設計・施工者にしか知りえない情報が必須であり、それらを熟知した技術者、技術データ、及び、整備部品等を有し、また、本整備後の良好な設備システムの一体的作動を保証することができる当該業者と随意契約を行う必要がある。しかしながら、現在、「株式会社久保田鉄工(現 株式会社クボタ)」は、ポンプ等水環境機器関連設備の整備・リニューアル部門については、全額出資の子会社である「クボタ機工株式会社」に業務を移管していることから、本整備を履行できるのは上記請負人である「クボタ機工株式会社」のみとなる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局新都市事業部工務課設備係 野上 (電話番号 595-6899)